

工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について

平成 13 年 4 月 2 日 12 経第 2807 号大臣官
房経理課長から大臣官房地方課長、大臣官
房統計部長、各局長、農林水産技術会議事
務局長、各庁長官、農林水産研修所長、
農林水産政策研究所長あて

一部改正 平成 18 年 3 月 17 日 17 経第 2266 号

最近改正 平成 20 年 3 月 31 日 19 経第 2049 号

工事に関する入札に係る総合評価落札方式の実施については、「工事に関する総合評価落札方式の実施について」（平成 13 年 4 月 2 日付け 12 経第 2806 号農林水産事務次官依命通達。以下「実施通達」という。）をもって通知されたところであるが、このことに係る総合評価落札方式を実施するにあたっての具体的な手続を定めたので、下記事項に留意の上、適切に実施願いたい。

記

第 1 総則

1 趣旨

農林水産省の所掌に属する工事に関する総合評価落札方式の実施手続については、工事に関する総合評価落札方式の実施について（平成 13 年 4 月 2 日付け 12 経第 2806 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施通知」という。）によるほか、本通知の定めるところによるものとする。

2 定義

本通知において、用語の定義は、実施通知によるほか次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 発注者 工事に関する契約を締結しようとする会計法（昭和 22 年法律第 355 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。
- (2) 局長等 農林水産省会計事務取扱規程（昭和 44 年 4 月 1 日農林省訓令第 9 号）第 2 条第 2 項に規定する原局長及び地方農政局長（当該地方農政局における営繕工事に関することに限る。）をいう。
- (3) 標準点 加算点の対象となる評価項目のすべてが、実施通達第 2 の 2（1）のアの「必須とする項目」でない場合に、発注者が定める技術的要件のうち入札説明書等に記載された要求要件を満たした入札者に与える点数をいう。

第2 対象工事等

1 対象工事

競争入札に付する工事については、技術的な工夫の余地が少なく実施通知第1各号のいずれにも該当しないもの及び災害復旧工事を除き、すべての工事について総合評価落札方式を実施するものとする。

2 総合評価落札方式の種類

総合評価落札方式の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に掲げる工事を対象として実施するものとする。

- (1) 標準型 技術的な工夫の余地が大きく、競争参加者に特定の技術課題について技術提案を求めることにより、発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）に比べ品質向上が期待される工事
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が比較的少ない一般的な工事であって、競争参加者に発注者が示す仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案を求めることにより、適切かつ円滑な実施が期待される工事
- (3) 高度技術提案型 技術的な工夫の余地が特に大きく競争参加希望者に高度な技術提案を求める必要がある工事

3 施工体制の確認

総合評価落札方式を実施する場合は、品質等に悪影響を及ぼすような極端な低価格による受注を防止する観点から、第7により、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、評価に反映するよう努めるものとする。

なお、この場合、「施工体制確認型総合評価落札方式」による工事である旨を入札説明書等において明らかにするものとする。

4 留意事項

総合評価落札方式の実施に当たっては、開札後に価格以外の要素である性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の評価を行うこととなるため、性能等の評価については公正、公平な審査を通じて適切に行うよう特に留意するものとする。

5 総合評価落札方式の実施状況の公表

大臣官房経理課長が別に定めるところによるものとする。

第3 配点割合

総合評価落札方式を実施しようとする場合における、実施通知第2の1の得点配分は、高度技術提案型を除き、以下のとおりとする。

- (1) 施工体制の確保状況を確認する場合
 - ア 標準点 100点
 - イ 施工体制評価点 30点
 - ウ 加算点 標準型にあつては10点から70点、簡易型にあつては10点から50点の間で、それぞれ局長等が定める点数
- (2) (1)以外の場合
 - ア 標準点 100点
 - イ 加算点 標準型にあつては10点から50点、簡易型にあつては10点から30点の間で、それぞれ局長等が定める点数

第4 標準型の実施手続

標準型総合評価落札方式を実施する場合における、特定の技術課題に係る技術提案の募集及び審査等の手続は、以下によるものとする。

- 1 技術提案の募集手続
 - (1) 一般競争入札方式における入札公告、公募型指名競争入札方式における技術資料収集に係る掲示又は工事希望型競争入札における送付資料の送付を行う際に、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - ア 総合評価落札方式である旨
 - イ 性能等の要求要件及び評価基準
 - ウ 標準案の内容について、技術提案を求める旨
 - (2) 技術提案は、一般競争入札方式における競争参加資格確認資料又は公募型指名競争入札方式若しくは工事希望型競争入札方式における技術資料の提出の際に、併せて提出するものとする。
- 2 手続に要する日数
 - 別紙1に示す日数を参考とするものとする。
- 3 技術提案の提出
 - (1) 技術提案を求める範囲
 - 技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、実施通知に示す落札方式及び総合評価の方法によって、発注者に有利となる調達が可能な提案

を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めるものとする。

(2) 技術提案を求める部分の位置付け

標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

(3) 技術提案の提出方法

入札者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画書（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。なお、入札者は、技術提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意思がある場合、標準案による施工計画書を併せて提出できるものとする。

4 技術資料作成説明会の開催

発注者は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会を実施することができるものとする。

5 資料のヒアリング

発注者は、必要があると認めるときは資料のヒアリングを実施することができるものとする。

6 技術提案の審査及び採否の通知

(1) 技術提案の審査

技術提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価し、また標準案に基づく施工計画（以下「標準提案」という。）の審査に当たっては施工の確実性、安全性等を評価し、当該工事における採用の可否を審査するものとする。なお、一の入札者が技術提案及び標準提案を併せて提出した場合において、技術提案に基づく施工計画が適正と認められるときは、標準提案の審査は行わないものとする。

審査を行うために、必要があると認めるときは、技術審査会（「公募型指名競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第927号大臣官房経理課長通知）の第5の（2）の規定に基づき設置した技術審査会をいう。）による審査を行うことができるものとする。なお、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

(2) 加算点の評価方式

評価項目の加算点の評価方式は、実施通知第2の 5により、性能

等を数値化できるものについてはアによるものとし、数値化が困難で定性的に表示できるものについてはイ又はウのいずれかによるものとする。

評価項目が複数ある場合は、各評価項目の内容等に応じて重み付けを行い、加算点の合計が第3の点数となるよう各評価項目の加算点を定めるものとする。

ア 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。具体的には、提示された最高の性能等の数値に加算点の満点を、発注者が示す性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

イ 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、優、良又は可で評価、判定する方式。この場合、優、良、可のそれぞれに、加算点の満点、満点の1/2、0点を付与するものとする。

なお、4段階以上で評価、判定することもできるものとする。

ウ 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、具体的には、入札者の最上位者に満点を、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

(3) 採否の通知

ア 一般競争入札方式

技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果の通知に併せて技術提案を提出した入札者に通知するものとする。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行うものとする。

なお、技術提案及び標準提案の両方を提出した入札者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、入札者は、技術提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情の申立てを行うことができるものとする。

イ 公募型指名競争入札方式又は工事希望型競争入札方式

技術提案の採否については、指名又は指名しなかった旨の通知に併せて技術提案を提出した入札者に通知するものとする。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行うものとする。

る。

なお、技術提案及び標準提案の両方を提出した入札者に対して標準案に基づく指名を行う場合、入札者は、技術提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求及び再苦情の申立てを行うことができるものとする。

7 総合評価の方法及び落札者の決定

実施通知によるものとする。

8 技術提案の内容の保護

技術提案の内容の保護については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

なお、この旨を技術資料作成要領及び特別仕様書等に記載し、入札者に周知するものとする。

9 責任の所在等

発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する入札者の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等にかかわる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う旨を入札説明書又は技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。

10 入札公告又は技術資料収集に係る掲示等に明示する事項

技術提案を募集する場合においては、入札公告又は技術資料収集に係る掲示及び入札説明書又は技術資料作成要領に次の事項を加えるものとする。

(1) 入札公告又は技術資料収集に係る掲示

ア 当該工事が、総合評価落札方式による工事であること。

イ 技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した技術提案書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準提案を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準提案を提出すること。

ウ 技術提案等の採否については、一般競争入札方式にあつては競争参加資格の確認結果の通知に、また公募型指名競争入札方式又は工事希望型競争入札方式にあつては指名又は非指名の通知に併せて通知すること。

エ 資料作成説明会の日時等（資料作成説明会を開催する場合に限る。）
オ 資料のヒアリングの日時等（資料のヒアリングを実施する場合に限る。）

カ 提案で求める性能等の要求要件及び評価基準

キ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書又は技術資料作成要領

ア (1)の内容の詳細

イ 技術提案等は競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たって、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。

ウ 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認結果の通知に併せて通知すること。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すこと。また、技術提案及び標準提案の両方を提出した入札者に対して標準提案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、入札者は、技術提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情の申立てを行うことができるものとする。

エ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。

オ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する入札者の責任が軽減されるものでないこと。

カ 性能等にかかわる提案を履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うこと。

11 落札者とならなかった者への説明

落札者とならなかった者が、公表した落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由の説明を求めてきた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が落札者となることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答を行うものとする。

第5 簡易型の実施手続

簡易型総合評価落札方式を実施する場合における、発注者が示す仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案の募集及び審査等の手続は、以下によるものとする。

1 簡易な施工計画に係る技術提案の募集手続

(1) 一般競争入札方式における入札公告、公募型指名競争入札方式における技術資料収集に係る掲示又は工事希望型競争入札における送付資料の送付を行う際に、次に掲げる事項を明示するものとする。

ア 総合評価落札方式である旨

イ 性能等の要求要件及び評価基準

ウ 入札者及び配置予定技術者に関する評価項目及び評価基準

エ 確実な施工の履行を確認するため、施工上の課題への対応その他の評価項目について、簡易な施工計画に係る技術提案を求める旨及びその評価基準

(2) 入札者は、簡易な施工計画に係る技術提案及び(1)の評価基準の充足の有無を明らかにする書類を、一般競争入札方式における競争参加資格確認資料又は公募型指名競争入札方式若しくは工事希望型競争入札方式における技術資料の提出の際に、併せて提出するものとする。

(3) (1)ウ及びエの評価項目及び評価基準については、局長等が別紙 2 に基づき定めるところによるものとする。

2 手続に要する日数

別紙 3 に示す日数を参考とするものとする。

3 技術資料作成説明会の開催及び資料のヒアリング

第 4 の 4 及び 5 に準じるものとする。

4 総合評価の方法及び落札者の決定

実施通知によるものとする。

5 入札公告又は技術資料収集に係る掲示等に明示する事項

簡易な施工計画に係る技術提案を募集する場合には、入札公告又は技術資料収集に係る掲示及び入札説明書又は技術資料作成要領に次の事項を加えるものとする。

(1) 入札公告又は技術資料収集に係る掲示

ア 当該工事が、総合評価落札方式による工事であること。

イ 資料作成説明会の日時等(資料作成説明会を開催する場合に限る。)

ウ 資料のヒアリングの日時等(資料のヒアリングを実施する場合に限る。)

エ 入札者及び配置予定技術者に関する評価項目及び評価基準

オ 施工上の課題への対応その他の評価項目について、確実な施工の履行を確認するため、簡易な施工計画に係る技術提案を求める旨及びその評価基準

カ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書又は技術資料作成要領

(1) の内容の詳細

6 落札者とならなかった者への説明

第4の11に準じるものとする。

第6 高度技術提案型の実施手続等

高度技術提案型の実施手続（配点割合を含む。）については、大臣官房経理課長が別に定めるところによるものとする。

第7 施工体制の確保状況の確認

施工体制の確認手続については、以下によるものとする。

1 施工体制評価項目の審査・評価方法

(1) 発注者は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施については、その旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

ア ヒアリングを実施する旨

イ ヒアリングを実施する日時及び場所

ウ その他発注者が必要と認める事項

(2) 入札者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、発注者は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、所定の資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限、内容等を明らかにするものとする。

(3) 発注者は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体

制の確認に必要な部分に限る。)、(1)のヒアリング、(2)の追加資料、工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その現実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、第4の6(2)に準じた方式により、各評価項目に3段階で評価(15点/5点/0点)するものとする。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

ア 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

イ 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、発注者は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については60%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の105を乗じて得た価格をいう。)に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、加点するものとする。

(5) 入札者が、技術提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、コスト縮減金額として発注者が認められた金額を当該入札者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札者の申込みに係る価格とみなして(4)を適用するものとする。

(6) (1)のヒアリングは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成6年4月19日付け6経第751号大臣官房経理課長通知)記第4により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意するものとする。

(7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする

ことがある旨を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2 その他

- (1) 施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うものとする。
- (2) 施工計画書等に記載された内容が適切でないため、入札説明書等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないものとする。

附 則

この通知は、平成18年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

附 則

- 第1 この通知は、平成20年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 第2 この通知の適用に伴い、次の大臣官房経理課長通知を廃止する。
 - 1 工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成15年4月22日付け15経第152号大臣官房経理課長通知）
 - 2 工事に関する簡易型総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について（平成18年3月17日付け17経第2268号大臣官房経理課長通知）
 - 3 施工体制確認型総合評価落札方式の試行について（平成18年12月19日付け18経第1367号大臣官房経理課長通知）